平成２４年（フ）第４４９号
さいたま市岩槻区大字尾ケ崎1275番地２
債務者　廣田　　稔
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　武士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８１８号
札幌市豊平区平岸４条７丁目13番３号
債務者　大橋　芳子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７３号
名古屋市中川区草平町１丁目48番地　ハイツ草平101号
債務者　味処たんでんこと　丹下　勝彦
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　祥玄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６号
京都府福知山市字堀345番地　府営日吉ヶ丘団地３棟216号
債務者　水間　憲太
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江１番地４
債務者　池田　祐好
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　穂人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第５１５号
札幌市中央区南９条西21丁目３番12号
債務者　鈴木　　信
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　　完
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６１号
さいたま市西区大字二ツ宮406番地
債務者　葩島　　章
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀之内幸雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４６３号
さいたま市西区大字二ツ宮406番地
債務者　葩島　静枝
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀之内幸雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４６４号
さいたま市桜区西堀４丁目８番19号105
債務者　豊嶋　正吾
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪木あすか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬304番地７
債務者　須藤　喜夫
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６５０号
横浜市磯子区氷取沢町150番地４　４棟507号
債務者　下澤　秋光
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５１号
横浜市磯子区氷取沢町150番地４　４棟507号
債務者　下澤紀美子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５２号
横浜市磯子区氷取沢町150番地４　４棟507号
債務者　下沢　裕吾
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７９号
京都市伏見区竹田中内畑町142番地グランフィールド102
債務者　小林　宗近
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新保　英毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５０号
山形県天童市久野本３丁目６番２号
債務者　山﨑　孝稚
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３号
山形県東村山郡山辺町大字山辺2726番地９
債務者　設楽　定子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１７号
函館市本通４丁目33番６号
債務者　小川　博司
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１２１号
函館市日吉町２丁目32番３号
債務者　宮崎　一彦
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
函館地方裁判所